

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年1月29日 (第2回)
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	東御市 (202193)
地域名 (地域内農業集落名)	滋野地区 (赤岩、片羽、桜井、大石、中屋敷、別府、原口、聖)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	210 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	141 ha
② 田の面積	129 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	81 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.72 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	34 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

滋野地区の対象農地は合計210haであり、内訳は田129ha、畑81haとなっている。 赤岩・片羽・桜井地区 既存の担い手がいるため農地の集積は可能だが、担い手の高齢化が進んできている。 中屋敷・大石地区 畑地の内、果樹農地や一部の水田農地は既存の担い手で集積可能だが、担い手の高齢化が進んできている。多くの畑地は、担い手が不足している。また、中屋敷地区のぶどう共同防除に使用している農業調合槽において、老朽化が進行してきており更新が必要になっている。 原口・別府地区 水田農地は、既存の担い手で集積可能。畑地については、担い手が不足している。 聖地区 畑地の担い手が不足している。周辺農地の山林化が進んでいることから今後は、守るべき農地を明確にしていく必要がある。 全体 水田農地は、担い手を確保できている地区が多く、引き続き集積を進める。狭小や不整形な畑地は、非効率であること、高齢化や後継者不足等により、今後荒廃する可能性がある。 新たな担い手の確保や財源の確保は出来ていないが、圃場整備を行う必要がある。 (全体 164経営体 内訳:法人・組合他15経営体、個人149経営体)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・滋野地区は、水稻と生食ぶどうが主要作物となっている。
- ・中屋敷区では、生食ぶどうの共同防除が行われており、農業者同士の連携がなされている。今後も、共同防除を継続していく。
- ・中屋敷、大石地区では、継続困難な畑地については果樹への転換を促していく。
- ・水田農地について、集積がある程度進んでいるため、今後は効率的に耕作が出るよう集約化を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

計画区域においては、担い手の意向を踏まえながら圃場の集積・集約を図っていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	61	%	将来の目標とする集積率	77	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手を中心に集積面積の拡大に向けた話し合いを継続していく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と東御市農業農村支援センターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

地域のニーズを踏まえた基盤整備(農道・水路の補修・農薬調合槽)に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

市や上田農業農村支援センター、信州うえだ農業協同組合等が連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

信州うえだ農業協同の受託部会による農作業委託が行われている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

有害鳥獣被害については、市の補助金を活用し電気柵・防除柵設置を進める。

②有機・減農薬・減肥料

水稻農家が減農薬栽培に取り組んでいる。また、有機JASに取り組む担い手がいる。

③スマート農業

担い手における省力化やコスト低減を図るため、スマート農業の導入を進める。

⑤果樹等

中屋敷区を中心にぶどう団地化を進める。

⑦保全・管理等

中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。

⑨耕畜連携等

東御市の堆肥補助事業の活用により耕畜連携が進められている。

⑩その他

ぶどうの集団化の一環として法人化を検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙の通り		ha	ha		ha	ha		
計	164経営体		128 ha	2.3 ha		163 ha	2.3 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	信州うえだ農業協同組合受託部会	水稻栽培作業一式	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。